

ひなたの出会い・子育て応援運動 推進大会及び部会開催・運営事業業務委託仕様書

1 事業の目的

ひなたの出会い・子育て応援運動の取組を、県民などに浸透させるために「ひなたの出会い・子育て応援運動推進大会」を開催するとともに、「出会い応援部会」及び「子育て応援部会」の活動を支援することにより、出会い・子育てを応援する気運の醸成やライフステージに応じた支援を通して、希望どおりに家庭を持つことができ、子育てが楽しいと感じられるみやざきづくりを推進する。

2 業務の名称

ひなたの出会い・子育て応援運動推進大会及び部会開催・運営事業

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月19日まで

4 業務委託の内容

(1) ひなたの出会い・子育て応援運動推進大会に関すること

本推進大会について、以下業務を実施するものとする。

- ①「ひなたの出会い・子育て応援運動」を県民や県内企業に対して、広く啓発するための推進大会を実施するものとし、表彰式（1時間程度）と講演会（1時間程度）は必ず実施する。なお、表彰式については、県において表彰企業などを決定するため、当日の式の運営等を実施することとする。
- ②講演会講師については、企業や県民の意識改革につながる出会い、子育て支援や取組などに詳しい著名人を選定することとし、加えて、多くの集客が見込める講師とすることとする。なお、正式な決定については、県と協議の上決定する。
- ③開催は9月～10月頃を原則とし、収容人数300名程度の会場とする。
- ④多くの方に本推進大会を知ってもらうための広報（SNS等）を実施するものとする。
- ⑤チラシ（5,000部程度）を作成し、ひなたの出会い・子育て応援運動参加団体（以下、「参加団体」という。）等へ配布し、④の広報と併せて広く周知を図るものとする。
- ⑥当日配布する資料の作成、印刷、配布を行うこととする。
- ⑦大会当日のアンケート実施及びとりまとめを行うこととする。

(2) ひなたの出会い・子育て応援運動推進会議「出会い応援部会」及び「子育て応援部会」に関すること

年2回（1回目（7月～8月）・2回目（1月～2月頃））開催予定の出会い応援部会、子育て応援部会について、以下内容で実施するものとする。なお、1回目の各部会については、出会い・子育て支援を担当している市町村職員にも参加していただくよう県から声掛けを行うため、参加市町村職員等とも調整を行うものとする。

- ①1回目の各部会については、3時間程度（ワークショップ2時間、会議1時間）実施す

るものとする。

2回目の各部会については、推進会議に向けた会議を2時間程度開催する。

②ワークショップの内容については、部会の団体等が出逢い・子育てについて、それぞれに何ができるのか、連携することで何ができるかを議論する内容とする。

③会場については、各部会委員の日程調整を行うことと並行し、予約等を行う。

なお、県庁内会議室を提案する場合には、早めの予約が必要となるため、県と3か月以上前から調整を行うこととする。

④各部会委員（33名程度）との日程調整、開催案内及び出席とりまとめを行うとともに、当日出席する委員や講師（ファシリテーター）などの旅費及び謝金の支払い、配布資料の作成を行うものとする。

(3) ひなたの出逢い・子育て応援運動の新規登録参加団体への啓発資料の送付について

新規に登録された参加団体に対して、県が用意する啓発に必要なパンフレット・ポスターなどを送付することとする。なお、送付時期については、原則毎月2回程度とするが、登録団体の数によっては、適宜県と調整し対応する。

5 成果品について

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 本業務により完成した成果物及び成果データを記録した CD-R 等

6 委託事業に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費、租税公課（消費税及び地方消費税は除く）。

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

①金銭出納簿等の会計関係帳簿

②本事業に従事された方の勤怠管理関係書類

③業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

④その他、協議の上、必要と認められる書類

7 受託者の事業遂行上の注意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

(3) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押しついたり、結婚や子どもを持つことへのプレッシャーを与えたりすることがないように、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置を

とること。

(4) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態があることなどに配慮すること。

(5) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。

なお、委託業務の内容については、企画提案協議により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。

(6) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。